

○栃木県物品調達等競争入札参加者資格等

平成8年2月13日

栃木県告示第105号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が行う一般競争入札及び指名競争入札（建設工事に係るものを除く。）に参加する者に必要な資格及びその申請の時期、方法等を定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の11第3項において準用する同令第167条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

なお、指名競争入札参加者資格等（昭和60年栃木県告示第1029号）は、廃止し、指名競争入札参加者資格等に基づいて入札参加者資格があるものと決定した者については、当該決定に係る入札参加資格の有効期間内に限り、この告示に基づく入札参加資格を有するものと決定された者とみなす。

競争入札参加者資格等

第1 業種区分

県が行う一般競争入札及び指名競争入札（栃木県建設工事等執行規則（昭和48年栃木県規則第62号）の適用を受ける建設工事及び建設工事関連委託業務に係るものを除く。）

以下「競争入札」という。）に参加する資格を得ようとする者の業種区分は、次のとおりとする。

符号	大分類	小分類
A	事務用機器、紙、文具類	1 事務機 2 オフィスオートメーション機器 3 紙、文具 4 印章
B	印刷物類	1 一般印刷 2 地図印刷 3 製本
C	電気器具、カメラ類	1 電気製品 2 通信機器 3 電気設備 4 カメラ、フィルム 5 ミシン、編み機

D	機械器具、車両類	1 建設用機器 2 工作機器 3 農林漁業用機器 4 車両 5 船舶、航空機 6 その他の機械
E	精密機械類	1 光学機器 2 理化学機器 3 計測機器
F	医療、薬品類	1 医療用機器 2 介護用機器 3 薬品
G	燃料、ガス類	1 石油製品 2 高圧ガス 3 その他の燃料
H	建設資材類	1 工事用材料、建具 2 給排水設備材料、電気工事材料 3 仮設資材
I	運動具、楽器、図書類	1 運動用器具、運動用品 2 楽器 3 図書、映像音響ソフト
J	家具、日用品類	1 家具、インテリア 2 百貨 3 繊維製品 4 ちゅう房機器、食器 5 日用雑貨、食品
K	その他の物品	1 シール、ステッカー 2 標識、看板 3 消防保安用品 4 宝飾、き章 5 農林漁業用品、農林水産物

		6 その他
L	資源回収	1 古物 2 一般廃棄物処理 3 産業廃棄物処理
M	施設管理	1 警備 2 清掃、施設の保守 3 施設の運営
N	通信、情報処理	1 通信サービス 2 情報関連サービス
O	企画、広告、イベント	1 映像音響ソフトの制作 2 放送番組の制作、放送 3 広告 4 出版、翻訳 5 イベント
P	その他のサービス	1 クリーニング 2 リース、レンタル 3 運送 4 害虫駆除 5 検査、分析 6 その他

(平8告示675・平13告示492・平28告示630・一部改正・令7告示530・一部改

正)

第2 入札参加資格の決定

競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を得ようとする者は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当せず、かつ、営業に関し必要な許可、認可等のほか、入札参加資格を有することについて知事の決定を受けなければならない。この場合において、入札参加資格の有効期間（以下「有効期間」という。）は、第8のとおりとし、入札参加資格は、その更新の決定（以下「更新決定」という。）を受けなければ、有効期間の経過によって、その効力を失うものとする。

(平12告示216・平17告示630・平23告示505・一部改正・令7告示530・一部改

正)

第3 資格決定の審査

第2による知事の決定（更新決定を含む。以下「資格決定」という。）は、次に掲げる事項について審査した結果を総合的に勘案して行うものとする。

1 経営規模

- (1) 第4の1により競争入札参加資格審査申請（以下「申請」という。）を行う日（以下「基準日」という。）の直前の事業年度の決算における自己資本額
- (2) 基準日の前日において従事する職員の数
- (3) 基準日の直前の事業年度の決算における売上額
- (4) 印刷物類の入札参加資格の決定に係る審査にあっては、基準日直前の事業年度の決算における営業に必要な機械器具類、運搬具類並びに工具、じゅう器及び備品類の総額

2 経営状況

基準日の直前の事業年度の決算における次の値

- (1) 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したもの）
- (2) 純資産比率（純資産の額を総資産の額で除して得た数値を百分率で表したもの）
- (3) 純利益比率（純利益の額を売上額で除して得た数値を百分率で表したもの）

（平13告示492・平17告示233・平23告示505・一部改正・令7告示530・一部改正）

第4 申請の手続

- 1 資格決定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請を行わなければならない。
- 2 申請は隨時行うことができる。ただし、更新決定に係る申請については、別に定めるところによりに行わなければならない。
- 3 申請の添付書類

申請には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 基準日の直前の事業年度の決算に係る財務諸表の写し
- (2) 基準日の直前の事業年度の国税及び都道府県税に未納税額がない旨の証明書の写し

(3) 登記事項証明書（申請者が個人の場合にあっては、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項の規定により登記官が発行した同項第1号に掲げる登記記録がない旨を証する書面及び市町村長が発行した身分証明書）の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

4 申請及びその添付書類の作成に用いる言語等

- (1) 申請は日本語により行わなければならない。
- (2) 3の(1)の財務諸表は日本語により作成しなければならない。
- (3) 外国語により記載してある添付書類にあっては、これに日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- (4) 添付書類のうちの金額欄には、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率表により日本国通貨に換算した額を記載しなければならない。

5 申請及び添付書類の提出は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う（以下「電子申請」という。）ものとする。ただし、電子申請を行うことが困難であると知事が認めるときは、別の方法によることができる。

（平12告示216・平13告示492・平17告示233・平17告示630・平22告示144・平23告示505・平26告示443・平27告示301・令3告示193・一部改正・令7告示530・一部改正）

第5 資格審査結果の通知等

知事は、入札参加資格の審査を終了したときは次に掲げる事項を行うものとする。

- 1 資格決定をした者に対しては、その結果を通知するとともに、競争入札参加資格者名簿に登載する。
- 2 資格決定をしなかった者に対しては、資格決定をしなかった理由を付して通知する。

（平13告示492・平17告示630・平26告示443・一部改正・令7告示530・一部改正）

第6 入札参加資格の取消し等

知事は、入札参加資格を有する者又はその代理人若しくは支配人が1又は2のいずれ

かに該当すると認められるときは、当該資格を取り消すことができる。

知事は前段の取消しをしたときは、当該入札参加資格を有する者に取消しの理由を付して通知するものとする。

なお、入札参加資格を有する者が契約違反等の不正行為等を起こした場合の措置は、別に定めるところによる。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者となったとき。
- 2 申請及びその添付書類に虚偽の事実を記載し、又は重要な事実について記載しなかったとき。

(平17告示630・平22告示144・一部改正・令7告示530・一部改正)

第7 申請事項の変更

入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項に変更があったときは、当該事項の変更の事実を証する書類を添付して、その事実を電子申請により届け出なければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 所在地又は住所
- 3 連絡先
- 4 代表者の職氏名
- 5 代表者から代理人として指定され、競争入札、見積り及び契約に関する一切の権限を委任されている者
- 6 業種区分

(平17告示630・全改、平23告示505・平26告示443・一部改正・令7告示530・一部改正)

第8 有効期間

有効期間は、資格決定の日から同日の属する年度（毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものをいう。以下同じ。）の翌々年度の3月31日までとする。ただし、更新決定に係る有効期間については、従前の有効期間の満了の日の翌日から同日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(平23告示505・全改・令7告示530・一部改正)

改正文（平成8年告示第675号）抄

平成9年1月1日以降に行う一般競争及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用する。

改正文（平成12年告示第216号）抄

平成12年4月1日以降に行う一般競争及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用する。

改正文（平成13年告示第492号）抄

平成14年1月1日以降に行う一般競争及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用する。

改正文（平成15年告示第524号）抄

平成16年1月1日以降に行う一般競争及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用する。

改正文（平成17年告示第233号）抄

平成17年4月1日以降に行う一般競争及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用する。

改正文（平成17年告示第630号）抄

平成17年11月1日以降に行う一般競争及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用する。

改正文（平成19年告示第326号）抄

平成19年度以降に行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用する。

改正文（平成22年告示第144号）抄

平成22年度以降に行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格の決定について適用する。ただし、改正後の第5の規定は、競争入札に参加する資格を有する者又はその代理人若しくは支配人が平成22年4月1日以後の事実により改正後の第5の1から6までのいずれかに該当すると認められるときについて適用し、同日前の事実により改正前の第5の1から6までのいずれかに該当するに至った者については、なお従前の例による。

改正文（平成23年告示第505号）抄

平成24年1月1日以後に開始する一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格に係る決定について適用する。

改正文（平成25年告示第144号）抄

平成25年度以降に行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用する。

改正文（平成26年告示第443号）抄

平成26年10月1日以降に行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用する。ただし、改正後の第4の3及び5並びに第7の1及び2の規定は、同日後の申請又は届出に係る添付書類の提出について適用し、同日前の申請又は届出に係る添付書類の提出については、なお従前の例による。

改正文（平成27年告示第301号）抄

平成27年9月1日以降に行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用する。

改正文（平成28年告示第630号）抄

平成29年1月1日以降に行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用する。

改正文（令和3年告示第193号）抄

令和3年3月31日以降に行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用する。

改正文（令和7年告示第530号）

令和8年1月1日以降に行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用し、同日前に行われる申請の手続及び申請事項の変更については、なお従前の例による。ただし、改正後の第8の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号の定める有効期間とする。

- 一 令和8年1月1日から令和8年3月31までの間に資格決定される者の有効期間は令和11年3月31日までとする。
- 二 令和7年度に更新決定される者の有効期間は令和11年3月31日までとする。
- 三 令和8年度に更新決定される者の有効期間は令和12年3月31日までとする。
- 四 令和9年度に更新決定される者の有効期間は令和13年3月31日までとする。